

令和3年4月8日

保護者 様

県立大宮高等学校長 加藤 秀昭

令和3年度当初の本校の新型コロナウイルス感染症対策について

日頃より本校の教育活動に御理解・御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

令和3年3月に埼玉県では「緊急事態宣言解除後の教育関係の対応」を決定いたしました。これに基づき本校では、令和3年度教育活動を実施してまいります。今後とも新型コロナウイルス感染症予防を徹底し、教育活動を行ってまいりますので、生徒・保護者の皆様の御理解・御協力を引き続き賜りますようお願い申し上げます。

1 学校運営の基本方針について

引き続き、感染防止対策を徹底しながら、教育活動を実施してまいります。

2 教育活動について

(1) 登下校における留意点

登下校時における公共交通機関での、いわゆる「3密」の状況を避けるように生徒に指導してまいります。生徒昇降口は午前7時45分に開錠します。

安全な登下校が確保できない場合においては当該生徒に対して十分な配慮を行ってまいります。

(2) 学校生活全般における留意点

徹底した感染症予防対策を行いながら教育活動を行います。基本的に常時マスクを着用し、換気を行います。検温をはじめとする健康観察、アルコール等による手指や手を触れる施設や用具の消毒の励行、活動における社会的距離の確保などを行います。

(3) 授業における留意点

授業中は常に換気を行うとともに、座席の距離を最大限確保し、生徒が対面とにならないよう学習活動を工夫して実施します。

(4) 学校行事等について

校内行事（式典等）を行う場合は、参加者の厳選、換気の徹底、身体的距離の確保、近距離での会話や発生などの密接場面を作らない、時間を短くする等、感染防止対策を徹底します。修学旅行、遠足など校外での学校行事を実施する場合、県内及び目的地の感染状況を把握し、公共交通機関利用の可否を判断・実施を決定します。

(5) 部活動について

引き続き、感染・事故防止の対策を徹底したうえで、県方針及び本校の方針に基づく活動を行ってまいります。泊を伴う活動は原則行いません。

(6) 生徒への指導について

本校では、感染症予防対策として次の内容を生徒に指導してまいります。

①規則正しい生活習慣の徹底、②手洗いの徹底と適切な換気・保湿、マスクの着用、③体調不良時の学校を始めとする各機関への連絡の徹底と登校等の自粛

県立大宮高等学校

電話 048(641)0931

担当 教頭 秋山、高野